

新型コロナウイルス感染症に係る本市の主な対応

5月30日に、兵庫県対処方針が改定され、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は依然高い状況が続いており、引き続き、感染再拡大への警戒が必要なため、県独自措置により感染拡大防止に向けて取り組むこととされた。

一方で、地域活性化に向けた取組を展開していくことも必要であるため、感染減少や病床改善の傾向、近隣府県などの動向も踏まえ、飲食店等に関する措置の一部緩和やマスク着用の考え方等についての方針が示された。

本市としては、市民の皆さまの生命・健康を守るため、今後も感染拡大の防止に取り組むとともに、感染状況等を踏まえつつ各種施策や事業を促進していく。

感染症への対応については、国や県との連携が必要であり、広域的な感染症対策として、国・県の対処方針に沿った措置を行うこととする。

なお、職員の感染防止や業務継続のために、ワクチン接種や在宅勤務、時差勤務等の取組を促進するとともに、感染症対策の徹底や業務継続計画の再確認を適宜行うものとする。

1 外出自粛等の要請

次の事項を市民の皆さまに改めて要請する。

〔外出自粛等〕

- ・ 3密の回避（ゼロ密）、適切なマスク着用、手洗いや手指消毒、人と人との距離の確保、換気、複数人が触る箇所の消毒など基本的な感染対策を徹底すること。
- ・ 発熱等の症状がある場合、出勤・登校・帰省・旅行等を自粛すること。
- ・ まん延防止等重点措置区域をはじめ感染拡大地域への不要不急の移動は極力控えること（ただし、「対象者全員検査」を受けた者は要請の対象外）。
- ・ 外出時には混雑している場所や時間を避けて極力家族など少人数で行動すること。特に高齢者や基礎疾患のある者は、いつも会う人と少人数で会うなど感染リスクを減らすこと。
- ・ 感染対策が徹底されていない飲食店、カラオケ店等の利用を厳に控えること。
- ・ 食べながらの会話など、感染リスクが高い行動を自粛すること。
- ・ 感染不安を感じる無症状者は、検査（無料）を受けること。
- ・ 「新型コロナ対策適正店認証」認証店舗の利用を推奨する。

〔ひょうごスタイルの推進等〕

- ・ 感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」（新しい生活様式）を推進する。
- ・ 適切なマスク着用、手洗い、身体的距離の確保、「三つの密」の回避等を徹底すること。
- ・ 毎日の検温実施など自身の健康管理に留意し、発熱など症状のある場合には、通勤・通学を含め外出を控えるとともに、電話で医師等に相談すること。
- ・ 飛沫のかかる物品・設備の共用や使い回しの回避、使用前後の消毒を徹底すること。

【家庭での感染防止対策】

- ・感染リスクの高い行動の自粛や基本的な感染対策の徹底など「ウイルスを家庭に持ち込まない」行動をすること。
- ・帰宅後やこまめな手洗い、換気の実施、発熱者がいる場合の個室の確保や共有部分の消毒など「ウイルスを家庭内に広げない」行動をすること。
- ・毎日の検温など家族の健康管理（特に高齢者や子どもの感染防止策を徹底）、発熱など症状のある場合のかかりつけ医への相談など「ウイルスを家庭外に広げない」行動をすること。

【飲食等】（令和4年6月1日～）

- ・業種別ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない、県内外の感染リスクの高い施設（特に接待を伴う飲食店、酒類の提供を行う飲食店、カラオケ等）の利用を自粛すること（若者グループについては、特に注意）。
- ・食べながらの会話や回し飲みなどを避け、会話をする際には適切にマスクを着用すること。

2 市立学校園

【教育活動】

- ・「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、十分な感染防止対策を実施した上で、教育活動を行う。
- ・校外から多人数を呼び込むような校内行事を実施する際には、体調が不調の場合は来校を自粛するなど感染防止対策の徹底を周知する。また、1回当たりの参加人数の制限や座席の間隔を広く取るなどの対応を行う。
- ・県外での活動は、実施地域の感染状況や都道府県等の対応、受入先の意向、参加人数、移動方法、活動中に感染者が確認された場合の対応などを十分確認の上、感染防止対策を徹底して実施する。
- ・オリエンテーション合宿等、宿泊を伴う活動は、県内・県外とも、感染症防止対策が確認される宿泊施設に限定する（学校は不可）。

【マスク着用（不織布マスクを奨励。以下同じ）の取扱い】

【基本的な考え方】

- ・「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を基本としつつ、下記においてはマスク着用が必要ない場面とする。
 - ① 十分な身体的距離（2 m以上）が確保できる場合
 - ② 気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高く、熱中症などの健康被害が発生するおそれがある場合
 - ③ 体育の授業
※十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合は着用

【マスク着用が不要な場面及び留意事項】

- ・体育の授業（屋内外問わず）
地域の感染状況等を踏まえつつ、① 児童生徒の間隔を十分に確保する、② 屋内で実施する場合には、呼吸が激しくなるような運動を行うことは避ける、③ こまめに

換気を行う等に留意する。

- ・登下校時 ※公共交通機関を利用する場合は着用
熱中症対策を優先し、① 小学生など自分で判断が難しい年齢の子どもへの積極的な声かけ、② 人と十分な距離を確保し、会話を控える等の指導を行う。
- ・屋外で会話をほとんど行わないことが想定される教育活動（休憩時間における運動遊び等）

【部活動】

- ・十分な感染防止対策を実施した上で、部活動（練習試合、合宿等を含む）を行う。
- ・活動日及び時間は、平日4日2時間程度、土日のいずれか1日で3時間程度とする（「いきいき運動部活動4訂版」、「文化部活動の在り方に関する方針」）。

【マスク着用の取扱い】

- ・体育の授業に準じつつ、各競技団体が作成するガイドライン等も踏まえて対応
※以下の場合にはマスク着用を含めた感染対策を徹底
 - ① 活動の実施中以外の練習場所や部室、更衣室、ロッカールーム等の共有エリアの利用時
 - ② 部活動前後での集団での飲食や移動時
 - ③ 大会における会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や控え室、休憩スペース、会議室、洗面所等の利用時、開会式、抽選会、表彰式等の出席時、応援時
 - ④ 寮や寄宿舎における集団生活時 等
- ・県外での活動及び合宿は、実施地域の感染状況や都道府県等の対応、受入先の意向、参加人数、移動方法、活動中に感染者が確認された場合の対応などを十分確認の上、感染防止対策を徹底して実施する。
- ・宿泊を伴う活動は、県内・県外とも、感染防止対策が確認される宿泊施設に限定する（学校は不可）。
- ・児童生徒・教職員以外の関係者が参加する場合の感染防止対策を徹底する。
- ・本県はもとより全国的な感染拡大の状況、生活全般にわたる人の流れを抑制する対策の取扱いなどを踏まえ、活動内容や活動エリアの制限等について適宜検討する。

3 社会福祉施設

(1) 保育所・認定こども園・放課後児童クラブ

- ・感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用（就学前児童については一律に着用を求めない）、換気の徹底）及び感染防止対策を厳重に徹底した上で、事業を実施する。

(2) 高齢者・障害者施設等

- ・感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び感染防止対策を厳重に徹底した上で、事業の実施を要請する。
- ・高齢者施設等の利用者に対する新型コロナワクチンの追加接種（4回目接種）を呼びかける。

4 市有施設

市有施設は、業種別ガイドライン等に基づく感染対策や入場者の整理、入場者への適切なマスク着用の周知、飛沫防止措置等の感染対策を実施した上で、通常どおりの開館

時間とする。

5 イベントの開催

(1) イベントの開催制限の目安等

	区 分	収容率	人数上限
①	感染防止安全計画を策定し、県による確認を受けたもの (参加者が5,000人超かつ収容率50%超のイベント)	100%以内(大声なしの担保が前提)	収容定員まで
②	その他(安全計画を策定しないイベント)	大声なし:100%以内 大声あり:50%以内	5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方

※ 収容率と上限人数のいずれか小さい方を限度

※ 「大声」:観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること

① 「感染防止安全計画」の策定

参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントの開催を予定する場合には、感染防止安全計画を策定し、県対策本部事務局の事前確認を受けること。

② その他(安全計画を策定しないイベント)

県対策本部事務局所定の様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを主催者等が作成・公表すること。

(2) 感染対策の徹底

- ・ イベント等の開催に当たっては、その規模に関わらず「三つの密」が発生しない席の配置や人と人との距離の確保、適切なマスク着用、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に対する主催者による行動管理など、基本的な感染防止策を講じること。
- ・ 収容定員が設定されていない場合、大声ありのイベントは、十分な人と人との間隔(できるだけ2m、最低1m)を確保し、大声なしのイベントは人と人が触れ合わない程度の間隔を確保すること。
- ・ 大声ありのイベントで十分な人と人との間隔(できるだけ2m、最低1m)の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること。

6 庁内の対応等

- (1) 職員の在宅勤務(テレワーク)や時差勤務等の活用により、人との接触を低減する取組を推進する。
- (2) 職員の感染予防対策の再徹底を図る。
 - ・ WEB会議システムの活用
 - ・ マスク着用、人と人との間の十分な距離の確保、換気の徹底等
 - ・ 健康管理の徹底
 - ・ 出勤時の自宅での検温の徹底等